

平成29年

第 2 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成29年2月9日(木) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年2月9日(木) 午後2時0分 から 午後2時35分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 13名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員	3番	野中 京子
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	照井 秀美
委員		番
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 1名

委員	6番	白山 英昭
委員		番
委員		番
委員		番
委員		番

5. 現地調査報告 2名

推進委員	工藤 哲子
推進委員	水梨 敏晴

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第5号 使用貸借合意解約書の受理並びに農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第6号 使用貸借合意解約書の受理並びに農用地利用集積計画(貸借)の決定について
第5	議案第7号 使用貸借合意解約書の受理並びに農用地利用集積計画(売買)の決定について
第6	議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第7	議案第9号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	遠山 潤造
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員	1番	松原 一夫
委員	3番	野中 京子

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
8番山田委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第2回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
1番松原委員、3番野中委員のご両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第5号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第5号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本案は、借受人の父親が今年5月で65歳となり、年金受給者となることに伴い、経営移譲年金の受給要件を満たす必要があるため、父親に設定されていた祖父所有農地の利用権を、借受人に設定替えするとともに、父親所有の農地についても、同一の借受人にその利用権を設定しようとするものであります。
祖父所有農地の設定替えでは、農地法第18条第6項の規定に基づき、使用貸借合意解約書を受理するとともに、新たに、その孫を借受人とする農地法第3条の許可申請書の提出があったものです。また、父親所有農地の設定についても、同一の子を借受人とする農地法第3条の許可申請書が提出されております。いずれも家族間の設定であり、許可基準については特に問題無いものです。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は可決することに決定致します。

議長 日程第4 議案第6号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第6号を議案書をもとに朗読】

事務局長 本案は、議案第5号と関連しており、年金受給者となる父親が第三者との間で設定していた農地利用集積計画による利用権をその子である借受人に設定替えしようとするものであります。
申請内容としては、先程の議案第5号と同様に、使用貸借合意解約書を受理するとともに、子を新たな借受人とした農地利用集積計画が提出されているものです。
なお、当該農地については、父親と第三者との集積計画を平成28年7月11日の総会で決定しておりますので、借受人の設定替え以外、内容的には特に問題無いものです。

議長 それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

議長 【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することにいたします。

議長 日程第5 議案7号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第7号を議案書をもとに朗読】

事務局長 本案は、農地中間管理機構が特例事業として実施する農地の売買に関わる農用地利用集積計画を審議、決定いただくものです。売買にあたり、前の議案と同様に使用貸借合意解約書を受理するとともに、農業委員会による、あっせんを行っております。
売買の状況としては、譲渡人は高齢で後継者が無いため、売買を希望していたところ、これまで当該農地を借受けしていた、譲受人の父親及び今回の譲受人である子がこれに応じたものです。また、売買にあたり、税制上の優遇措置等を受けるため、中間管理機構の農地売買事業を活用するものです。
なお、議案のうち集積計画上段の番号3は、譲渡人から中間管理機構への買入れに関わる計画であり、下段の番号4は、機構での手続き終了後、機構から譲受人への売渡しに関わる計画となっております。このため、売渡しに関する公告については、少し先の3月上旬頃になる見込みとなっております。

議長 農業委員会による「あっせん」について、山下正一農業委員から報告をお願いします。

山下正一
農業委員

あっせんに先立ち2月1日午前11時30分から、私と老久保委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。番号3の場所は、貝守地区にある越ヶ平のバス停付近より百連沢方面へ800メートル程行ったところにある田です。

売渡人は、高齢で農作業に従事できず、後継者も居ないため農地を購入される方を探しておりました。譲受人は、経営規模の拡大を図ろうとするものです。

現地調査後、猿辺支所会議室において、あっせん行ったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第7号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することにいたします。

議長

日程第6 議案8号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第8号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本案は、農地法第5条に係る許可申請であり、売買による所有権移転です。
譲受人は、長年、東京で土木・建設業を営んでいるとのことですが、今後は、東京での事業は子どもに任せ、自らは出身地である三戸町に戻ることを希望しているものです。このため、申請地付近には、既に事務所及び住宅を建築済みであり、今回の申請は、車両、重機、資材置き場等を確保するためのものとなっております。

立地基準としては、付近はその他の第2種農地と判断されておりますが、申請地の現況は雑種地であり、大半が斜面となっております。一般基準では、資金面、取得範囲等に問題は無い他、隣接する農地所有者からは、同意書を取得しており、周辺への影響にも配慮されております。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、工藤推進委員から報告をお願いします。

工藤推進委員

2月3日午前10時から、私と照井農業委員、水梨推進委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。番号2の場所は、国道4号線沿いあるミニストップからサン・スポーツランド三戸方面へ100メートル程行ったところにある畑です。

申請人は、東京で建築業を営み、出身地の三戸に支店を出すために必要な重機や資材置き場とするため、土地を取得し農地を転用したいとのことでした。

現地調査の結果、申請面積は適正であり、杭があるため境界もはっきりしており、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第8号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。

議長

日程第7 議案9号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第9号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回、申請のあった土地は、昭和62年に農地転用により駐車場として売買され、申請会社へ所有権移転はされておりますが、地目変更が行われないうちまになっているものです。当時は、営業のための駐車場、中古車置き場として使用され、会社移転後は活用されないままになっているものです。

現場は砂利敷きで、農地所有資格の無い企業が長年所有してきたこと、周囲は住宅地となっており、農地利用の場合は農薬等の影響も懸念されることから、判断基準となる肥培管理を廃し、概ね20年以上経過したもので、農地等として利用することが困難な土地に該当すると判断されるものです。

議長

非農地に係る認定について、水梨推進委員から調査報告をお願いします。

水梨推進委員

2月3日午前9時30分から、私と照井農業委員、工藤推進委員及び事務局とで、現地調査を行いました。場所は、元木平地区の申請会社跡地の裏にある土地です。

申請の土地は、申請者が事業拡大した際に、転用許可を受けていたが、地目変更をしていなかったため残っている農地であり、会社所有の土地として地目の是正をしたいとのことでした。

現地は、周囲が宅地に囲まれ、砂利も入っていることもあり、農地に復旧するのは難しいものがあり、農地以外の地目変更は、やむを得ないものと見て参りました。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第9号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定致します。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時35分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年2月9日

議長 梅田 晃
会長 14 番

印

会議録署名者 松原 一夫
委員 1 番

印

会議録署名者 野中 京子
委員 3 番

印
